

1963年9月27日(第5日目)

1. 開議並に散会時談(午前10時35分～午後4時37分)

2. 応招議員は次の通りである.

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|---------|-----|---------|-----|------------|
| 1番 | 天久 森太郎 | 2番 | 比嘉 定亮 | 3番 | 天久 盛雄 |
| 4番 | 安次 宮 盛信 | ~ | ~ | 6番 | 仲村 春泉 |
| 7番 | 稻 嶺 正 康 | 8番 | 石 田 英 正 | 9番 | 安 里 安 助 |
| 10番 | 又 吉 正 弘 | 11番 | 石 川 繁 | 12番 | 大 川 昇 |
| 13番 | 伊 佐 真 得 | 14番 | 仲 村 喜 永 | 15番 | 官 城 盛 昌 |
| 16番 | 宮 里 敏 行 | 17番 | 伊 佐 貞 寿 | 18番 | 中 里 幸 助 |
| 19番 | 式 島 行 男 | 20番 | 仲 村 盛 光 | 21番 | 古 波 藏 精 次郎 |

3. 不応招議員は次の通りである.

5番 石川 真 六

4. 出席議員は次の通りである.

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|---------|-----|---------|-----|------------|
| 1番 | 天久 森太郎 | 2番 | 比嘉 定亮 | 3番 | 天久 盛雄 |
| 4番 | 安次 宮 盛信 | ~ | ~ | 6番 | 仲村 春泉 |
| 7番 | 稻 嶺 正 康 | 8番 | 石 田 英 正 | 9番 | 安 里 安 助 |
| 10番 | 又 吉 正 弘 | 11番 | 石 川 繁 | 12番 | 大 川 昇 |
| 13番 | 伊 佐 真 得 | 14番 | 仲 村 喜 永 | 15番 | 官 城 盛 昌 |
| 16番 | 宮 里 敏 行 | 17番 | 伊 佐 貞 寿 | 18番 | 中 里 幸 助 |
| 19番 | 式 島 行 男 | 20番 | 仲 村 盛 光 | 21番 | 古 波 藏 精 次郎 |

5. 欠席議員は次の通りである.

5番 石川 真 六

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長 仲 村 春 泉 助 役 奥 屋 真 徳 総務課長 松 川 正 毅

1963年9月27日(第5日目)

1. 開議直に散会(午前10時35分 ~ 午後4時37分)

2. 出席者は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|----------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 天久 森太郎 | 2番 | 比 田 定 亮 | 3番 | 天 久 昌 雄 |
| 4番 | 安次 菅 昌 徳 | ~ | ~ | 6番 | 仲 村 春 男 |
| 7番 | 相 島 正 康 | 8番 | 石 田 英 正 | 9番 | 安 里 安 男 |
| 10番 | 又 吉 正 弘 | 11番 | 石 川 繁 永 | 12番 | 大 川 昇 男 |
| 13番 | 伊 佐 真 行 | 14番 | 仲 村 喜 永 | 15番 | 官 城 昌 昌 |
| 16番 | 官 里 敏 行 | 17番 | 伊 佐 真 壽 | 18番 | 中 里 幸 助 |
| 19番 | 式 島 行 男 | 20番 | 伊 村 昌 光 | 21番 | 古 沢 誠 治 |

3. 不出席者は次の通りである。

5番 石 川 真 大

4. 出席者は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|----------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 天 久 森太郎 | 2番 | 比 田 定 亮 | 3番 | 天 久 昌 雄 |
| 4番 | 安次 菅 昌 徳 | ~ | ~ | 6番 | 仲 村 春 男 |
| 7番 | 相 島 正 康 | 8番 | 石 田 英 正 | 9番 | 安 里 安 男 |
| 10番 | 又 吉 正 弘 | 11番 | 石 川 繁 永 | 12番 | 大 川 昇 男 |
| 13番 | 伊 佐 真 行 | 14番 | 仲 村 喜 永 | 15番 | 官 城 昌 昌 |
| 16番 | 官 里 敏 行 | 17番 | 伊 佐 真 壽 | 18番 | 中 里 幸 助 |
| 19番 | 式 島 行 男 | 20番 | 伊 村 昌 光 | 21番 | 古 沢 誠 治 |

5. 欠席者は次の通りである。

5番 石 川 真 大

6. 市町村自治体から1名の出席により、議員説明のため出席したものは次の通りである。

市長 河 村 敏 行 副市長 長 田 真 徳 議員 松 川 正 徳

建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全吾 水道課長 四吉 真義
住民課長 仰村 春信 経済課長 沢し 安一 財政課長 奥里 将俊

7. 議会事務局出席者

局長 信坂 光雄 書記 照屋 毅 島袋 真白 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第35号 給水顧客の移管に伴う財産取得について

日程第2. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出
通加更正予算について、

日程第3. 議案第33号 公有水面埋立に対する答申について、

日程第4. 決議案第6号 議員の本土派遣について、

建設課長 島袋 純兼 民生課長 当山 登洋 水道課長 田吉 真幹
住民課長 伊藤 彰徳 経済課長 沢し 繁一 財政課長 奥生 伸俊

7. 議案事項抽出順序

議長 島袋 純兼 書記 田吉 和 島袋 真白 丸金 登光

8. 野中日は次の通りである。

日程第1. 議案第34号 給水顧客の移管に伴う財産取得について

日程第2. 議案第36号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出
追加更正予算について。

日程第3. 議案第33号 公有水面埋立に対する答申について。

日程第4. 決議案第6号 議員の本土派遣について。

議 長～出席15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時35分)

議 長～暫く休憩致します。(午前10時36分)

議 長～1番、6番、3番、4番の出席を報告します。

議 長～再開致します。(午前11時37分)

議 長～目録第1、議案第38号給水顧客の移管に伴う財産取得についてを議題と致します。本案は昨日～質疑の段階において、継続審議になっておりましたので質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時38分)

議 長～再開致します。(午前11時40分)

議 長～本案については大体質疑もつきたと思いますが質疑を打切ることには御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることと致します。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

1 番～本市の水道の給水状況につきましては、市が直接給水しているものと、水道公社自体が直接顧客に給水している様な状態でありまして、これは早めにごうごうた状態を是正致しまして市の条例を適用して給水するのが本来のすがたでありまゆゆべして、当然原案通り水道公社より権利を買収して市条例を適用するのが、当然のすがたでありますので、原案通り賛成します。

議 長～外に変わった御意見はありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がございませんので討論を打切ることと致します。

議 長～では議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを議案に付します。

議長～出席15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。
(午前10時35分)

議長～暫く休憩致します。(午前10時36分)

議長～18番、6番、3番、4番の出席を報告します。

議長～再開致します。(午前11時37分)

議長～日程第1、議案第38号給水顧客の移管に伴う財産取得についてを議題と致します。本案は昨日の質疑の段階において、継続審議になつておりましたので質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午前11時38分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

議長～本案については大体質疑もつきたと思いますが質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることと致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

1番～本市の水道の給水状況につきましては、市が直接給水しているものと、水道公社自体が直接顧客に給水している様な状態でありまして、これは早めにごう云うた状態を是正致しまして市の条例を適用して給水するのが本来のすがたでありますので、当然原案通り水道公社より権利を買収して市条例を適用するのが、当然のすがたでありますので、原案通り賛成します。

議長～外に変わった御意見はありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がございませんので討論を打切ることと致します。

議長～では議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを表決に付します。

議 長～原案に再異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～加異議が御座りませんので、全会一致で議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを原案通り可決決定致します。

議 長～次は目録第2、議案第36号1964年度宜野湾市海上水道特別会計才入才山追加更正予算についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、厳密審議になっておりましたので、引き続き質疑を求めます。

10番～野高高台に建設される水リウについてでございますが、これは小さいものをいくつも作るより、いわゆる管末を考へて最も大きく出来ないとはいえませんか、その点について御質問願います。

議 長～百く休憩致します。(午前11時51分)

議 長～再開致します。(午前11時52分)

3番～今度の更正においては一応問題外になると思ひますが、その他前に議案において承認されてきましたので是非将来は自己水源を持ちたいと云う面でも云うものの調査等もそろそろ手を付けて良い時ではないかと思ふんですが、その面の予算確保取れないが、金がないからと云うことではな〜〜くて或は1号線沿の給水種を検討する場合にこれは、現在大山、大嶺名、旭野内の工事が仮工事になっておまして、相当な仮工事がありまして、時々配水管が破裂なんかして、相当な漏水なんかしている現状でありまして、これも根本的に給水の立て直しをしないといかんかと云う事にあつて、一応は是非5号線沿の管末の給水面を考へた場合に是非その面の事業として起債を対照にして、そう云う事を考へるべきだと思ひますが、それは更正予算であります、その面の調査、或は計画の骨がおりこまれてないが、そう云うものの検討、その予算確保とか、そう云つた事を考へておられるかです。

水道課長～只今の質問に對しましては、5号線は測量設計をもうすや始める段階になっております。大山はどつちかと云いますと順々から架設工事見たいな何であります、あれはすでに設計はしてありますが、予算上はしてありませんが設計は一応はやつてあります。5号線は勿論起債によつてしか出来ないとすから、今後測量設計等にしか、金額もまとまつた何もやつて行こうと思つて居ります。

3番～今課長の答へによりますと、5号線沿起債をしてやりたいと、しかしながら今仮工事をやつて居る所の地域内においては将来の事業益の方で或は全面的にその調査はもう1辺見送して起債の対照にしてやられると

議長～原案に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議が御座居ませんので、全会一致で議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを原案通り可決決定致します。

議長次は日程第2、議案第36号1964年度宜野湾市水上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、総経管議になっておりましたので、引き続き質疑を求めます。

10番～野高高台に建設される水リウについてでございますが、これは小さいものをいくつも作ると云うよりは、いわゆる将来を考えて最と大きく出来ないもんかどうか、その点について御説明願います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時51分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

3番～今度の更正においては一応問題外になると思いますが、その他に前に議会において要望されてきましたので是非将来は自己水源を持ちたいと云う面どころ云うものの調査等もそろそろ手を付けて良い時ではないかと思っておりますが、その面の予算確保取られてないが、金がないからと云うことではなわかくて或は1号線沿の給水面を検討する場合には、現在大山、大謝名、地区内の工事が仮工事になっておまして、相当の仮工事がありまして、時々配水管が破綻なんかして、相当な漏水なんかしている現状でありまして、これも根本的に給水の立てなおしをしないといかんと云う事にあたり、一応は是非5号線沿の将来の給水面を考えた場合には是非その面の事業として起債を対照にして、そう云う事を考えるべきだと思っておりますが、それは更正予算であります、その面の調査、或は計画の骨がおりこまれてないが、そう云うものの検討そう云つたものの予算措置とか、そう云つた事を考えておられるかですね。

水道課長～只今の御質問に対しましては、5号線は測量設計をもうすぐ始める段階になっております。大山はどつちかと云いますと前々から架設工事見たいな何でありまして、あれはすでに設計はしておりますが、予算上はしてありませんが設計は一応はやつてあります。5号線は勿論起債によつてしか出来ないもんですから、今後測量設計後にしか、金額もまとまつた何もやつて行こうと思つて居ります。

3番～今課長の答弁によりますと、5号線沿は起債をしてやりたいと、しかしながら今仮工事をやつて居る所の地域内においては将来の事業益の方で或は全面的にその部費はもう1辺見透して起債の対照にしてやられると

云う者であるか。

水道部長～大山地区は現在の所でも、水不足を感じておりませんので、這次水道事業の利益をもつて拡張して行きたいと思つております。

3 番～何故そう仰し上げますかと大体ですね、一応仮工事はしたものの、その仮工事自体がまだ1年もたない内に、あつちこつちで接続地点が破裂したり適當の開水をしていると、そこに対して補修とかで相當な費用がかかるのではないかと、それが本工事でやれば將來のめれば補修費が少なくなるのではないかと思ひますが、新しくこの前の様に這次事業益でもつて事業を拡張すると云うよりは、本当にやるならその当時は一も早く水を仮工事でもつて水をおぎなうと云う所でありましたが、しかしこう云うことになつたら後で、又本費に切替へなければいかんと、二重の予算が支出になりますので、根本的に計画を平らけまして、1つの大きな水道事業とさせていただきますので、賠償をもつてそしてこの事業に當つてもらいたいと要請致します。

水道部長～良く検討致します。

議 長～質疑も大体つきた様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～早く休憩致します。(午前十時三十分)

議 長～再開致します。(午後一時)

議 長～では本案に対する討論を求めます。

4 番～水道の工匠であります。当初で見通しがつかなかつたものが最近になつて随分遅く更正がなされていきますが、他の議案第38号とも関連して全市に条例を適用すると云うことは果はこととあります。全般的に施設を移管すると云うこととありますので賛成致します。尚、相當な費用を要しておりますが、これは当局の手おちもあつたと思ひますが、今後はその様な手おちがない御努力してもらいたいことを要請致します。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思ひますが。

異議なしと呼ぶ。

議 長～別にならざるでありますので、討論を打切ることに致します。

云う考えであるか。

水道課長～大山地域は現在の所でも、水不足を感じておりませんので、遂次水道事業の利益でもつて拡張して行きたいと思っております。

3 番～何故そう申し上げますかと大体ですね、一応仮工事はしたものの、その仮工事自体がまだ1ヶ月もたたない内に、あつちこつちで接続地点が破裂したり相当の漏水をしていると、そこに対して補修とかで相当な費用がかかるのではないかと、それが本工事でやれば将来のあれは補修費が少なくなるのではないかと思ひますが、新しくこの前の様に遂次事業益でもつて事業を拡張すると云うよりは、本当にやるならその当時は一目も早く水を仮工事でもつて水をおぎなうと云う時でありましたが、しかしこう云うことになつたら後で、又本管に切替えなければいかんと、二重の予算が支出になりますので、根本的に計画をやらせまして、1つの大きな水道事業でございますので、起債をもつてそしてこの事業に當つてもらいたいと要望致します。

水道課長～良く検討致します。

議長～質疑も大体つきた様であります、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～暫く休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午後零時)

議長～では本案に対する討論を求めます。

4 番～水道の更正であります、当初で見透しがつかなかつたものが最近になつて出て来て更正がなされておりますが、先の議案第38号とも関連して全市に条例を適用すると云うことは良いこととあります。全般的に施設を移管すると云うこととありますので賛成致します。尚相当審議を要しておりますが、これは当局の手おちもあつたと思ひますが、今後はその様な手おちがない様努力してもらいたいことを要望致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思ひますが。

異議なしと呼ぶ。

議長～別にない様でありますので、討論を打切ることに致します。

議 長～議案第36号1964年度直野海水上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを決定に付します。

議 長～原案に異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないもの本認め、議案第36号1964年度直野海水上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを原案通り可決決定致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時6分)

議 長～再開致します。(午後2時20分)

議 長～12番の議案を報告します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時21分)

議 長～再開致します。(午後2時30分)

議 長～目録第3、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを説明と致します。本案は買戻の段階において、経費審議になっておりましたので、引續き買戻を願います。

1 番～市長は承認願いますが、答申案の決定をするまでにいたつた経過を、詳述に承認願います。

市 長～**注**席の方から案件を求められて、今まで2、3回にわたつて、3度、議長無つてこれを話し合いましたが先ずこれについて、**注**席がこれを免許不可した機会困る様な事案は出てこないか、或は明細に送附は本上候すことば出てこないか、と云ふ事を良く検討した訳であります。経済、いわゆる重工業経済面において、特に支援を求たす様な事は思いません。向今般は市の今やつている都市計画において、これを現立した機会に将来市が都市計画を施行する。あの先の方を現立でもした機会には、どうしても海岸にそうた施設が必要となつて来るのでその道筋さえ、通せる様にしてもらえば別に差支ないですが、今の所まだ市としてそこを計費には入つてないが、土地の使用面になると云うと将来個人でなしに市が埋立をすると、その土地の使用は便利だけれども、これはまだ計画を立ててないので、何時それが出来るかは見えないと、若し個人が計画を立てて先に申し上げた様な市の都市計画に沿つた様な道筋を運してもらえば、そこに立つ所の事業、或はそこに立つ所の業を譲すそう云うものでもつて市の財源を作ることになるし、又市の発展にもなるといずれにしろ費用等これを被償致しまして今先申し上げた様な経過を私達**注**考慮に入れ

議長～議案第36号1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ありませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、議案第36号1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを原案通り可決決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後零時6分)

議長～再開致します。(午後2時20分)

議長～12番の出席を報告します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時21分)

議長～再開致します。(午後2時30分)

議長～日程第3、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、継続審議になっておりましたので、引続き質疑を願います。

1番～市長に御説明願いますが、答申案の決定をするまでにいたつた経過を、詳細に御説明願います。

市長～出席の方から案件を求められて、今まで2、3回にわたつて、3役、課長集つてこれを話し合いましたが先ずこれについて、出席がこれを免許々可した駕合困る様な事態は出てこないか、或は周囲に迷惑はおよぼすことは出てこないか、と云う事を良く検討した訳であります。経済、いわゆる産業経済面において、別に支障を来たす様な事は思いません。尚今後市の今やつている都市計画において、これを埋立した場合に将来市が都市計画を施行する。あの先の方を埋立でもした場合には、どうしても海岸にそつた道路が必要となつて来るのでその道路さえ、通せる様にしてもらえば別に差支ないですが、今の所まだ市としてそこを計画には入つてないが、土地の使用面になると云うと将来個人でなしに市が埋立をすると、その土地の使用は便利だけれども、これはまだ計画を立ててないので、何時それが出来るかは云えないと、若し個人が計画を立てて先に申し上げた様な市の都市計画に沿つた様な道路を通してもらえば、そこに立つ所の事業、或はそこに立つ所の税を課すそう云うものでもつて市の財源を作ることにもなるし、又市の発展にもなるといずれにしろ使用等これを検討致しまして今先申し上げた様な経過を私達に考慮に入れ

で、こう云うかつかうになつておりますと云うことを、一応都市計
画審議委員会にもかけよう云うことで、今まで説明した様なことを、
別に産業経済の面では、今の処影響はないと、それが都市計においては、
先き申し上げました様な、都市計に要する地の必要な処を求めれば良いと
云つておられるがと云うことで、都市計審議委員会にかけました処、都市計審
議委員の方でもこれはその条件と云うの、地を認立する個人と決つて居らず今
から拘束する訳にはいかないと、一応ごらんとしては調査もして、こう
云うようにして、こちらには計画があるもので、その道路を通せる様に、
決して使つてもらふ様にすれば良いと云うことで、結論を得て、
この答申案が出来た訳であります、以上であります。

1 番～これまでの御答申の中では都市計の計画は進上なんら支障はないと云う結
論を出して、この内容の答申案を決定したと云う様な御説明でござい
ますけれども、当市としましては現在都市計の一環として認立事業を計画
してあります、この認立事業と関連して、若し同等な条件で許可した場
合に全然支障がないと云う事を充分検討して、この結論を出されたかど
うかこの辺についてもう一言詳細な御説明をお願いします。

市 長～先き申し上げました様に同地域における所の計画はまだいつておりませ
ん、将来あそこを認立した場合にここからどうしても無断沿いに道路が通
ると云う見解でこう云う条件を加えた訳であります。

1 番～建設課長にお伺い致しますけれども、道路を設けする場合条件としてで
ございしますが、この道路の幅員について10メートルとこの根拠上はど
う云うような算定で出されたか。

建設課長～只今の質問でございしますが、現在の認立地に対して、10メートルと
云う幅員を取つてありますのは、この一号線が現在まき橋のじ11号線
工場の横と、それからそれにつながる道路でありますので、そこに大き
い交差点をきつて来ると云うのはと云うのは、左と右の 順行をこう束する訳でござ
います、交通をかん和すると云う意味からいへばそこには交通量が少ない
と云う意味から、なるべく小さくその区画においては二車線の車が出入
出来る程度と云うふうにご考慮してありますと云いますのは、幅員から
ずつと上つて来ますと、大圓形に来ますと向うにも交差点がござい
ますその交差点を有効に使うためにはその幅員で、小さい車が出入りすると
云う事になると、同じく交通を又じさせると云う意味において
なるべく小さくないと云う意味において是非ここを、どうしてもそ
こを通らなければならぬと云うものに対しては、そこを通つてもら
うと云う意味においても10メートル幅員が良いと云う事で、現在の処、
10メートルにしてあります。

3 番～建設課長にお伺いします、今都市計審議委員会にかけて大体条件を別けて
ありますが、都市計審議委員会は認立をするための審議委員会であるのか
と云う事

て、こうこう云うかつこうになつておりますと云うことを、一応都計審議委員会にもかけようと思つたこと、今まで説明した様なことを、別に産業経済の面では、今の処影響はないと、それが都計においては、先き申し上げました様な、都計に要する処の必要な処を求めれば良いと云つているがと云うことで、都計審議委員会にかけました処、都計審議委員会の方でもこれはその条件と云うのは埋立する個人と決つて居らず今から約束する訳にはいかない、一応こちらとしては測量もして、こう云うふうにして、こちらには計画があるので、その道路を通せる様に、残して使つてもらふ様にすれば良いと思つたと云うことで、結論を得て、この答申案が出来た訳であります。以上であります。

- 1 番～これまでの御答弁の中では都計の計画推進上なら支障はないと云う様な結論を出して、この内容の答申案を決定したと云う様な御説明でございますけれども、本市としましては現在都計の一環として埋立事業を計画しております。この埋立事業と関連して、若し同様な案件で許可した場合に全然支障がないと云う事を充分検討して、この結論を出されたかどうかこの辺についても一更詳細な御説明をお願いします。

市長～先き申し上げました様に同地域における所の計画はまだいつておりません。将来あそこを埋立した場合にここからどうしても海岸沿いに道路が要ると云う見解でこう云う条件を加えた訳であります。

- 1 番～建設課長にお伺い致しますけれども、道路を設置する場合条件としてでございますが、この道路の幅員について10メートルとこの根きよはどう云うふうな算定で出されたか。

建設課長～只今の質問でございますが、現在の埋立地に対して、10メートルと云う幅員を取つてありますのは、この一号線が現在まき港の七工場の間と、それからそれにつながる道路でありますので、そこに大きい交差をもつて来ると云うのは順行をこう東する訳であります。交通を緩和すると云う意味からなるとここには交通量が少ないと云う意味から、なるべく小さくその意味においては二車線の車が出入出来る程度と云うふうを考えてありますと云いますのは、那覇からずつと上つて来ますと、大謝名に来ますと向うにも交差点がございますその交差点を有効に使うためにはその途中、小さい車が出入りする事になると、尚ここで交通をマヒさせるとそう云う意味においてはなるべく通さないと云う意味においては是非ここを、どうしてもそこを通らなければならぬと云うもんに対しては、そこを通つてもらふと云う意味においても10メートル程度が良いと云う事で、現在の処、10メートルにしてあります。

- 3 番～建設課長にお伺いします。今都計審議委員会にかけて大体条件を掲げてありますが、都計審議委員会は埋立をやるための審議委員会であるのか審議の

審議の段階で独立以外にある土地を生かす方法を考えたかつたか、それ
 からあらぬ土地の移動、その他に譲りかかっている地主の承諾があるが、それ
 がばいがないか、その近辺は、ノリや林と云つては勝手には買ひ取らな
 ければならぬが、信用を妨げないために、林や畑を二三天の土地を賣つて、
 資金の繰返しがとわねば、二三天の土地を賣つて、その返一帯の土地を云う
 直ぐで譲渡を極力すると云う事は、誠實な土地主ならば、高く大なる利益を
 求められた、求めた地主にないで、高く大なる利益を求むては、保
 して求めていると、そこに対して、なんの苦しみも、それかの方で地主は
 部落に対して一応の了解を得たか、その点か聞かせ願ひます。

建設課長～只今の質問に御答へ致します、開採地に対しては、直接市当局
 から本人にあつてそう云う意見は聞いておりません、しかしこの開採地
 の意見と云いますか、これは元來開採地でございまして、直接開採の
 地主に利益をおよぼすと云う事は、地力上から見ても支障はないと云う
 点から課長としましては、そこまで過激はしておりません、以上で
 ます。

3 問～現在開立の申請が出てから、その面の地割だけしかせんか、或はその方
 まで町を築造すると云う面の開削の方割で或は起光、或はその利用、
 独立以外の利用とか、そう云う様な地割をしたことはないか、どうか。

建設課長～土地の利用でありますが、この開立地につきましては、事實上は宇地
 浦の川原にそつて橋になつておられます、それで地形上からしましては、
 その土地を~~坪~~をどうして生かすかと、どうして利用するかと云う事にな
 りますと～非常に無難が来るんじゃないかと、そう云うふうにご考えま
 と云いますのは、地盤差が相当ある訳でございます、現在1号線からし
 ましても、4メートル位はあるんじゃないかと思われます、その段差が
 の土地を~~か~~かすと云う事になりますと、いづれその岩盤に依りかすと
 かと云う事になると相当工費がかさむし、現在その~~面~~面を~~か~~かすため
 相当の工費がかかると云う事はなると、何としてはその段差に
 して特に~~か~~かすと云う事は別に考えておられません。

3 問～先き課長さんが、開採の面の開削はなすからと云う事を方法で単独で市
 単独の見解でやつておられると思はれますが、しかし現在までの大体の状
 況を見た場合に、開採の面は比喩五割と云ひますが、これからの申請を採
 算に対して来て、採算で了解を受けた後がある、しかしこれは一応は採
 算に対して重大な問題であると云う事は、採算で了解して、採算自体を
 採算で採算でやつて開削が、市長が単独で云う様な理由を聞いて来ると云
 開削で採算した場合には、相当そこは採算の問題が出ると思はれますが
 その面は考慮に入れておられますか、

審議の段階で埋立以外にあの土地を生かす方法を考えなかつたか、それからあらゆる土地の移動、その他においても隣りの地主の承諾書がなければいけないが、そう云う面の隣りに接している処は軍用地であるが、戦前においては、その近辺は、ノウチヨウ林とか云つて勝手に自營の土地でありながら使用を防ぐために松林も切られん或は護岸において自營の護岸がこわれて二足三文の土地であつても莫大な費用をかけて、自營で護岸を修理すると云う様な状況で、その浜一帯の土地と云うのは求められた、求めた地主においては、福当ばく大なぎせいを払つて保持して来ていると、そこに対して、なんらかの方法で地主隣地主或は管轄部落に対して一応の了解を得たかです、その点お聞かせ願います。

建設課長～只今の御質問に御答へ致します。隣接地に対しましては、直接市当局から本人にあつてそう云う意見は聞いておりません。しかしこの隣接地の意見と云いますか、これは元来埋立地でございまして、直接隣接の地主に利害をおよぼすと云う事は、地形上から見ても支障はないと云う点から当局としましては、そこまで追求はしておりません。以上であります。

3 番～現在埋立の申請が出てから、その面の検討だけしかせんか、或はそのままで町を美化すると云う面の別個の方で或は観光、或はその利用、埋立以外の利用とか、そう云う様な検討はしたことはないかどうか。

建設課長～土地の利用であります。この埋立地につきましては、事実上は宇地泊の川岸にそつて構になつております。それで地形上からしましても、その土地専断をどうして生かすかと、どうして利用するかと云う事になりますと非常に無理が来るんじゃないかと、そう云うふうに考えますと云いますのは、地盤差が相当ある訳でございまして。現在1号線からしましても、4メートル位はあるんじゃないかと思ひます。その段ちがいの土地を生かすと云う事になりますと、いずれその岩ばんに低くするとかと云う事になると相当工費がかさむし、現在その面積を生かすために相当の計費がかかると云う事になりますので、市としてはその部局に対して特に生かすと云う事は別に考へておりません。

3 番～先き課長さんが、隣接の面の關係はないからと云う様な方法で単独で市単独の見解でやつておられると思ひますが、しかし現在までの大体の状況を見た場合に終戦直後相当向うは關心があつて、まだ6ヶ月にもなりませんが工部局の名前は比正清と云いますが、これからの申請を部落に対して来て、部落で了解を受けた事がある。しかしこれは一応は部落に対して重大な問題である云う面を保留して、部落自体もそう云う様な状況でやつて居るが、市長が単独にこう云う様な認可を出来るか云う観点で認可した場合には、相当そこに部落対の問題が、その面は考慮に入れて良いか。

建設課長～部落の意見でございますが、この今までのいきさつから、この埋立地について、色々そう言う意見があつた様でございますが、この件につきましては、一応埋立の申請について実際にその土地を利用する。利用する機会においてその土地のみについて考えられる事で、それが全般的な地域にわたつて考えられると云う事は別にならぬと思ひます。と云うのは、それが規模の大きい埋立の場合であります。先ずそう云う事も考えられますが、これはその川の川で云えば奥であります。奥の方でありますので、そこについてふかく全般にわたる影響と云う事はまずあり得ないと云うふうに考えます。

3 番～相当検討もされたと思ひますが、この埋立と都市計画とどう云う様な点で一致して認可の措置を取られたかですね。例えばそこは工業地帯にする或は商業地帯にするに云うふうに始めから計画或は、してからそう云う構想で今後その辺はやりたいと云うふうにしておるかですね、又条件付してこの条件自体が買い上げであるか、或は無償提供であるかですね。そこをはつきり条文にはないが、どう云う条件で、条件と云うのは無償措置提供であるか、それとも有償であるのか、有償で市が買上げるもんかその条件はいかなる条件であるかですね。

建設課長～道路敷地につきましては、これは申請の中におきまして、条件を付けてと云う事は埋立法において、その条件を埋立申請者が了承して、その措置についてののみは後目においても所有権が保護されないに云うふうな条文になつております。そのためにこの条件が結局所有権とは関係しないと云う結果になると思ひます。

3 番～所有権の問題じゃなくて、その提供の場合、有償であるか、無償であるか、条件を付けてやるんですがね、その分は市が持つのか、それとも埋立者が無償で提供すると云う条件であるか。

建設課長～これにつきましては、土地がこの埋立される土地が、本人の物に帰した場合において、有償無償と云う事が、出て来る訳でございます。それでその土地そのものがその本人の所有に帰さない場合においては、有償無償と云う事は出てこないに云うふうに解しやすくします。

1 番～埋立申請のなされている地域は、当市の都市計画の一環として又港湾、準港湾区域の設定区域に属しておりますが、将来当市がこの地域の近辺に港湾を設置することを考慮して、この埋立が支障をどう計画に支障をきたすかどうかですね、この辺の事も充份検討されたかどうか。

建設課長～只今の御質問にお答致します。その埋立地は、再三市において審議致しまして都市計画に、その都市が実際に埋立された場合に都市計画に困る事があるかどうか。又利点はどう云うふうな利点があるか、こう云う面でも審議しまして、それで都市計画にその地域に対しては、さほど対照に

ならないと云うのが、結論でございました。それでその地域の対照にならぬと云う事は、川原がせまいと云う事が1つと、それから奥に深いと云う事は、河原より奥に入つておるために、それだけ利用出来ないと、常例としてなかなか利用しにくいと云う点からそれは郡市計画上支障ないと云うふうに解しております。

1番～先般日本銀行から河原についての専門家が一応こちらに見られました。同氏の調査見として此の問題について何かございましたか。

建設部長～日本銀行から来られた中野技官が一応にわたつて調査しました結果今の相立川、郡市計画上云う相立川は非常に将来有望だと云う事を述べておられます。奥が現在の本案の相立については、はつきりした御返事は断定しておけませんと云いますのは、これは目頭でございしますが、奥に入つておると云う事だけは、もちろされておきます。それだけでございませ

1番～当市に対しても同様の是非について質問された事がありますか、はつきりと。

建設部長～それはございませぬ。ただ相立の申請が奥にあると云う事だけは話してあります。

1番～この公有水面の相立については、郡計上しようがないと、以前にも伊佐兵のかん指、相立学地池のかん指と云うふうな事もありましたが、あの地域の同類、形式の検討であつたかですね、只郡計上にあつた辺だけを検討したのか。

建設部長～伊佐兵については、これとは事情が違つてございませぬ。伊佐兵の場合は1号線がずつと續に延びておりました。そして伊佐兵自体の現在の土地の使用状況は、地盤が低い間にすぐ河原に届て居ると、どう云う状態では非常に郡市としてのまとまりがきかないと、そう云う意味におきましては、どうしても細のある土地の利用、そう云う事が将来問題になると思ひます。つきましては今の相立とは、大抵意味が違つておりました。それで1号線を従つて大きく掘えている關係上どうしてもこの地域を完成させるためには、相立と云う事は充分可能じゃないかとその代り小さい集積でばとでもだめだと云う事は、はつきりしてあります。

1番～色々考えられます事は現在の構想のものでは、そう云つた郡計上必要のないと云うかも知れませんが、しかしながら1号線と云う地形、地の利は今日の上では相立とまつておられます。その場合に1号線のすぐ近くである所、そう云う公有水面であるんだと、その地域に公有水面と相立いねゆるその申請が續て来ると、或は又先般の御訪問の際に日本から来た技官としても、相立は非常に有益であると云つたことになつたが、実際に郡市の必要がないと云うことが相立して後、

ならないと云うのが、結論でございました。それでその地域の対照にならないと云う事は、川幅がせまいと云う事が1つと、それから奥に深いと云う事は海岸線より奥に入つておるために、それだけ利便出来ないと港湾としましてもなかなか利用しにくいと云う点からそれは都市計画上支障ないと云うふうに解しております。

- 1 番～先程日本政府から港湾についての専門家が一応こちらに見られましたが同氏の御意見として此の問題について何かございましたか。

建設課長～日本政府から来られた中野技官が一日にわたつて調査しました結果今の埋立地、都市計画上で云う埋立地は非常に将来有望だと云う事を述べております。処が現在の本件の埋立については、はつきりした御返事は願っておりませんと云いますのは、これは口頭でございしますが、奥に入つておると云う事だけは、もらされております。それだけでござい

- 1 番～当市に対しても問題の是非について質問された事がありますか。はつきりと。

建設課長～それはございません。ただ埋立の申請が奥にあると云う事だけは話してあります。

- 1 番～この公有水面の埋立については、都計上しようがないと、以前にも伊佐浜のかん拓、埋立字地泊のかん拓と云うふうな事もありましたが、あの地域の簡潔、簡式の検討であつたかですね。只部骨筋にあの辺だけを検討したのか。

建設課長～伊佐浜については、これとは事情が違つてございします。伊佐浜の場合は1号線がずつと横に延びておりましたしてそして伊佐浜自体の現在の土地の使用状況は、地盤が低い割にすぐ海岸に出て居ると、こう云う状態では非常に都市としてのまとまりがきかないと、そう云う意味におきましては、どうしても幅のある土地の利便、そう云う事が将来問題になると思ひます。つきましては今の埋立とは、大部意味が違つてありますそれで1号線を従に大きく控えている關係上どうしてもこの地域を発展させるためには、埋立と云う事は充份可能じゃないかとその代り小さい規模ではとてもだめだと云う事は、はつきりしております。

- 1 番～色々考えられます事は現在の構想のものでは、そう云つた都計上必要のないと云うかも知れませんが、しかしながら1号線沿と云う地形、地の利は今日の上では相当まとまつております。その場合特に1号線のすぐ近くである所、そう云う公有水面であるんだと、その地域に公有水面と埋立いわゆるその申請が出て始めて気付たのかですね。或は又先程の御説明の様に日本から来た技官としても、埋立は非常に有望であると云つたことがあつたが、実際に都計の必要がないと云うことが埋立して後、

そこに堤防が立てば、自然に雨が出来るんだと云う事になるかと聞いて
す、そうすると自然的に堤防の一環として出来るんだと云う事になるん
だが、その方面の検討はされているかですね、或はばく大を資金が必要
ではあるんだと云う事は説明でありましたが、市として、堤立をする所
の現在の力がなかと云う事であるんですね、採算が合ないと云う事なの
かですね、この辺を御説明願います。

建設課長～現在の堤防について、これは計画に暫く入っておりませんが、まず上
地形の関係からして、都市計画として、そう云う地形とそれから範囲に
おいて、先ず対照にならないと云う事が云えようと思ふんです、その原因
におきましてそう云う部分を市が手付けすと、見はなすと云う訳じゃな
い訳であります、けれども若しそう云う企業が入つて来た場合には、地
理的便宜をして、その利用状況について種として適当な措置を取ると、こ
う云うふうな考えで暫くから思つた訳でございます、で今回の申請につい
ても、申請のみをそのまゝ考えて見る訳じゃなくしてどうしても堤防が
必要な事は取ると、それから排水に関しては排水が可能な範囲には堤立
を制限するとそう云うふうな考えております。

1 委員～その場合ですね、いわゆる都市も現在の立地におけるの必要性がな
ないと云うふうな事であるのか、或は向こうもひつくるめて堤立の申請
が出て始めて気付いたのかですね、若し是非あつたらぬと云う事ですね、海岸一
帯もよく見ての都市と云う様な情報が出て始めて気付いたのか、この辺
の御説明を願います。

建設課長～現在の堤立の位置より海岸に向つての線については相当検討してあり
ますが、現在1号線のすぐ側である地帯については考慮してない訳です。

委員～暫く休憩致します。(午後2時55分)

委員～再開致します。(午後3時15分)

3 委員～今の建設課の方では前から、ずっと堤立をやつておられる事ではあり
ますが、その中には市の計画によつて、ある会社もあり個人がやつておられる事
もありまして、それ以外に直接管理課から、その場合は管理課から市におき
ましてやつたとか、例えば市の依頼でやつたところ、仮に或は泊と云
う所は都市計画によつて堤立を推進している様であるが、中に波の上
の平堤堤防がある云う個人で堤立で建設課によつて堤立されたために
堤立許可を、5年立つても1日も許可と云う事もなく、済み云う
事を放棄状態になつておると云う事も建設課の上で、そう云う様な許可
をやつてもらつたかですね、それから建設課は堤防において1個人に1基
許可したら、次から次から5基か6基か申請が出ておると、そして堤防
があつて受け取つた例があると、現在京野町市においても2、3
件用意されたのがあると、聞きますが建設課の方の今、あくまでもマスタ

そこに建物が立てば、自然に町が出来るんだと云う事になるかと思ひます。そうすると自然的に都計の一環として出来るんだと云う事になるんだが、その方面の検討はされているかですね、或はばく大な資金が必要ではあるんだと云う様な説明でありましたが、市として、埋立をする所の現在の力がないと云う事であるんですね、採算が合ないと云う事なのかですね、この辺を御説明願います。

建設課長～現在の地域について、これは計画にも現在入っておりませんが事実上地形の関係からして、都市計画として、そう云う地形とそれから範囲において、先ず対照にならないと云う事が云えると思ひます。その意味におきましてそう云う部分を市が手ばなすと、見はなすと云う訳じやない訳であります。けれども若しそう云う企業が入つて来た場合には、指導助言をして、その利用状況について市として適当な措置を取ると、こう云うふうな考えで前から居つた訳でございます。で今圖の申請についても、申請のみをそのまま考えて居る訳じやなくしてどうしても道路が必要な分は取ると、それから排水に対しては排水が可能な範囲には埋立を制限するとそう云うふうを考えております。

1番～その場合ですね、いわゆる都計も現在の立場においての必要性がさほどないと云うふうな事であるのか、或は向こうもひつくるめて埋立の申請が出て始めて気付いたのかですね、将来是非ああ云う様なですね、海岸一帯もふくめての都計と云う様な構想が出て始めて気付いたのか、この辺の御説明を願います。

建設課長～現在の埋立の位置より海岸に向つての線については相当検討しておりますが、現在1号線のすぐ側である塩域については考慮してない訳です

議長～暫く休憩致します。(午後2時55分)

議長～再開致します。(午後3時15分)

3番～今の那覇市の方では前から、ずつと埋立をやつておる様であります、その中には市の計画によつて、ある会社もあり個人がやつているものもありますし、それ以外に直接管運局から、その場合は管運局から市におきましてやつたとか、例えば市の構想でやつたところが、仮に或は泊と云う所は都市計画によつて埋立を推進している様であるが、中に波乃上のあの平坦地帯がああ云う個人で埋立て運課によつて埋立られたために埋立後、5年立つても1ツも都計と云う事もなく、ああ云う様な放棄状態になつていると云う事も御調査の上で、そう云う様な許可をやつてもらつたかですね、それから消添は現状において1個人に一応認可したら、次から次から5名から6名か申請が出ていると、そして後は村があわてて受け取つた例があると、現在宜野湾市においても後2、3件用意されたのがあると、聞きますが結局我々の今、あくまでもマスタ

一プランの見解でありまして、未だそこまでの段階ではないと思はれますが、そのマスタープランのあの線を貴方は都市計画、我々の計画と見ておられるのか、それとも全般的に我々の区域は全域を見ておられるのか、もう1件だけ、先認可した条件の中にそこは使用もしてないと云う様な見解でした。課長としては、あれ一体使属と云う条件はどう云う面の使用であるか、あれが現にあの地域は年に約半舟位は、ずつと船がういてい、現在おとついの現場を見てもおわかりである様に現にバーヂーがおかれておる。これは使用してないと貴方は見解をもっているかどうか、使用してないから認可してないと云うんですか、実際使用してないもんであるかどうか、その点本調査して使用してないと云う断定を下したのかどうか、その点お知らせ願いたい。

建設課長～第1問からお答え致します。那覇市の場合における埋立も相当やつてございまして、那覇市の場合は都市計画の一環としてやつている所が泊業一帯それからわかさぎ町一帯それから更に今の波ノ上の後側はそれは業者の方で新堀に埋立しております。そして更に國場川の下流ですが、ああ云う所も埋立はほとんど進行しております。所がその土地なり、若くはその状況によつて、埋立と云うのは相当遅つて来て云う訳であります。それですべてが参考になるとは思つても、それがその土地に適するとは限らない訳であります。特にそう云う意味からすると、現段階では、その実際に申請のある位置において充分に検討するのが、尚妥当ではないかと云うふうに考えます。それから使用してないと云う2番目の問題であります。勿論使用と云うのも、いく通りもありますが、この船を突際にうかべておると云うことは即ち使用であります。場合によつては、その位置でなければ必ずいかならないと云う事もありえない訳であります。場合によつてはその奥の方に止めることも可能であるし、だから云う事は云えないだろうと、その意味からしますと、これが使用する権利があるかないかと云う問題になりますけれども、その権利については、又それに申請の門容からして使用権と云う問題が出て来る訳でございますので、未だそこまでは案件からは出てこない訳でございます。只使用が通常見られた場合の使用と云う場合は必ずその位置であるかないかと云う問題があるんじゃないかと云うように解しやすくします。

3 番～私が申し上げるのはですね、移せば外に移せると云う様な課長の見解でございまして、実際あの状況、地形を見た場合には、標ぼうよう時は特にバーヂー一等はさい難港として一番、特に警報が来た場合には大きいのが4七半位集る訳です。結局それだけの収容、埋立そこだけの問題じゃなくて次々と出ておる浦添側からも出ておる、その繋留はどこにもつて行くか、港外に移せば、それは船である以上移せると、只そう云う理クワです。現在使用されているかどうかと云う問題を、実際に調査認可された場合に現場に来て調査された事があるかどうかと云う問題です。

それともう一つは、次々と申請が出ると思うのだが、その場合市の計画はあくまでも、これはマスタープランの範囲であるのだが、これは実際的には計画はあるのだが、それまでに申請をなさる事は、あえて1号が認可されたあかつきには、次々認可しなければいかん条件があれば、認可しなければいかん現状になつて、市の埋立計画と云うのは複合すると思ひますが、そう云う場合は第1号は受けとつて、次からは受けません。さう云う様な片手落になる恐れもありますが、そう云う所も検討された事があるかどうか、又次に申請されてる事と云う事をみみにはさんだ事があるかどうか、

建設課長～申請の件は2件あると云う事は、実際に政府に行つて調査しておりますが、尚又こう云う申請が若し出られた場合にどうするかと云う様な御質問でございますが、その前に市としましては、この港川が排水と云う面からどう云うふうになるか、それから港灣との取付がどう云うふうになるかと云う事を考えまして、早速その調査を初めるために、その調査を今実施させておりますが、それが出来次第新しいプランが出来て、その排水と埋立と、それから道路と云う問題の3つをかみ合わせてその利用状況をばつきりさせたいと、こう云うふうを考えております

3 番～だから問題は、そのこの使用状況を調査するまで、もうすでに政府には出ている2件だけです。これはすぐここに諮問の形ですぐ出て来ると思ふんです。しかしそれ以外に皆見守つている人だから、相当居ると思ふんです。1件でも市が許可すると云うことになれば、どんどん出て来ると私は見ておるんですが、そう云う場合の取扱いを、それと同様に見なければいかんが、それを區別して見るかどうかと云う問題、この案件からは離れるかも知れませんが、この案件とは関連があると思ひますので、

建設課長～只今の件でございますが、同一の取扱いをするかどうかと云う御質問でございますが、必ずしも同一と云う事にはあたらないと思ひますと云うのは場所も変り条件も変るし、又計画においてもその所によつて計画があつたり、色々これから想定される計画も追加されると思ひます。その意味におきましては次の申請の場合には、更に新しい角度から検討されるんじゃないかと云うふうに解しやすくします。

3 番～次の計画までの時期は、次出るのは私は近いすぐ月一杯にすぐ出て来ると思ひます。それまでにその計画、構想が出来るかどうかと云う問題です。出来なければ今と同じ様な状況になると思ふんですが、それまでに結論が出るかどうかと云う問題ですが、この場合はやつて次は計画があるから構想があるからまちなさいとは云えないと思ふんですが、それまでに結論が出るかどうか、問題は

建設課長～本件によつて、大抵その取扱いと云う考え方も大体市としては、まとまりつつあります。それで次に出る埋立申請があつたにしても、市

としてはそれに対応するだけの準備はととのつております。それで2件と云う件数が出ておりますが、必ずしもこの取扱いを受けるとは限らないと云う事は云えると思ひます。

4 番～前の都計審議委員会の時でも相当道路の問題をどうするかと云つた面
で討論しましたが、その別表に示めされた道路計画は10米と云う事
になつておりますが、果して10米と云う幅員の道路が適切であるか
どうか。こう云つた様な面から10米の道路計画がなされたかと云う
事は市のマスタープランによりますと、海岸線から1号線に平行する
道路の計画であると、おそらくあの道路幅員はこれ以上の幅員にな
るかどうかと考えますが、当然この道路に、その計画道路に連絡され
る事が予想されます。そうしますと、かん心な入口であります所の道
路が10米と云うことになると、果してつり合うかどうか。或は又そ
れから先の港湾計画が実現した場合には、果してこの道路がこの幅員
で良いかどうか、それについて説明願ひます。

建設課長～港湾の件につきましては、関連して道路計画がどうあるかとの御質
問ですが、実際に港湾となりますと、現在の10米と云う道路は、こ
れはあくまでもその土地の周辺の利用価値を高めると云う意味と、そ
れから通過交通が障害をきたさないと云うふうな観点から10米と云
うふうに規定してありますが、実際この港湾が計画されまして、行く
場合においては、直接道路をあける場合には幹線道路でなければなら
ないと云う事が大きな課題ではないかと思ひます。と云う場合に現在
の所、この位置に幹線道路を通すと云うことは、その上に更に幹線道
路が計画されておりますので、それと重複するおそれがあると、そ
こには交叉のふみ切りを大きく作つて交通を緩和していると云うふ
うな措置を取られておりますが、その意味からしますとその位置は現
在の状況からすると、その周辺の出入と云うような土地の利用と云
う意味の計画でありまして、実際あれだけの港湾を、港湾計画により、
すると云うことは別個の問題ではないかと云うふうに考えます。

4 番～只今の御説明によりますと、周辺の利用価値を高める意味においてこ
の幅員が適当だと云う事ですが、それに平行して市の計画の中に幹線
道路が取られている計画されていると云う事ですが、だがしかし今の
幹線道路そのものは、民有地民間有地から計画ではないかと云うふう
に考えておりますが、その道路が完全に市の意図してある港湾、或は
1号線の平行線幹線として計画にそのような道路に作られるならば
あえて今の幹線道路は、かえつてこれをむしろ強化した方が得策だと
云うふうにか、或はこれから港湾につなげる事を考えた場合に
は、おそらくこの線の幅員をもつと取つた方がより将来の
いか、それについて御検討されたか。

建設課長～幹線の位置の変更を云いますのは、大体その状況によつて今の34号線をつまみつきぬける20米路線になつておりました。海岸に直つておりましたがそれが主幹線になつておりました。その次に10米の路線がございます。それで現在の路線を幹線道路に大體500から1000米以下にして各一本あて位に入れると云うのが現在の都市計画のあり方でありまして、そういう意味からしますと、間隔、位置を狭くする云う事は、それはバランスがとれない、道路網としての価値をうすらぐといふ事がござりますので、幹線道路を縮かすと云う事は今の処考へておられません。縮かすところが現在の位置で立地の10米に対してもう少し小さくした方がよいと云う事は、是非に計画でござりますので、なれがまだ必要と云う事は考へておられません。

4番～幹線道路の計画が今の34号線をつまみつきぬけて、つまみつき通すと云う計画でござりますが、どの程度実況があるかどうか、それは別として、あの地形の状況からして、字地割の路線の真中を括弧した中を通されると云う事は、そうしなすと通す事は通したにして、うまく大木を費用、或は又果してあれば、路線の敷設物を撤去して、うまく出来るかと云う事は、私に疑問をもつておられます。むしろあれだけの大木を費用をかけてやるよりは、今のこの線、全然費用も何れも無い、或は計画に變更して、この線を一応大きく計画して行けば、もしも幹線道路が開通に非常に無意味な、しかも費用も来ないと云う事になつて、別に幹線にないで、或は又1号線の路線としての価値は充分あると云つた面から考へると、当然今の路線をもう少し広げておいた方がよいんじゃないかと云つた感じがござりますので、その面はもう少し検討して考へたいと考へます。

課長～暫時退散します。(午後3時40分)

課長～再開致します。(午後4時10分)

課長～本日は質疑の段階において建設課長に付したいと思ひますが、御異議ござりませんか。

(お断りして尋ね)

課長～御異議がないものとして、本日は質疑の段階において建設課長と致しします。

課長～暫時退散します。(午後4時11分)

～再開致します。(午後4時12分)

建設課長～幹線の位置の変更と云いますのは、大体その状況によつて今の34号線をまつすぐつきぬける20米路線になつておきまして、海岸に出てをりますがそれが主幹線になつておきます。その次に10米の路線がございます、それで現在の路線を幹線道路に切替えたらどうかと云う事でございしますが、その件は幹線道路は大体500から1000米以下にして各一本あて位に入れると云うのが現在の都市計画のあり方であります。そういう意味からしますと、間隔、位置を変えると云う事はそでだけバランスがとれないと、道路網としての価値をうすらぐという事がございしますので、幹線道路を動かすと云う事は今の処考えておりません。ところが現在の位置である埋立地の10米に対してもう少し小さくした方が良くと云う御説はもち論非常に結構だと思ひます。もしそれがまだ必要と云う事であれば、それは計画でございしますので、なお拡幅すると云う事は考えております。

4 番～幹線道路の計画が今の34号線をつきぬけて、まつすぐ通すと云う御計画でございしますが、どの程度実現性があるかどうか、それは別としまして、あの地形の状況からして宇地泊の部落の真中を密接した中を通されると云う事でありまして。そうしますと通す事は通したにしてもばく大な費用、或は又果してあれだけの既設建物を撤去して、うまく出来るかと云う事について私は疑問をもつております。むしろあれだけの大きな費用をかけてやるよりは、今のこの線、全然家も何の輪もない所の計画に変えてでも、この線を一応大きく活用して行けば、もしあの幹線道路が開通に非常に無運な、しかも実現出来ないと云う事になつても別に幹線において、或は又1号線の線としての価値は充實あると云つた様な面から考えると、当然今の幅員をもう少し広げておいた方が良くないかと云つた様な感じが致しますので、その面はもう少し御検討して戴きたいと考えます。

議長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後4時10分)

議長～本案は質疑の段階において継続審議に付したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものとして、本案を質疑の段階において継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時11分)

議長～再開致します。(午後4時12分)

議長～付帯通知をお願いします。決議案第6号議員の派遣決議について。

議長～決議案第6号、議員の派遣についてを議題と致します。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

3番～3名の提案であります。(理由は提案理由の通りであります。)
すでに予算にも計上され、時限の経過で検討され10月中旬に派遣を
その目的を達成させたいと又派遣先も本土としてありますが、議に
こと考へることが出来れば、御検討して議きたい。それから人
は8名以内となつております。又派遣はこの決議案が議決なれば
本週と派遣議員が一語になつて計画して後で計画書を配布する
にして、以上簡単に御説明申し上げ宜しく御審議の程をお願い
致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時16分)

議長～再開致します。(午後4時20分)

議長～質疑、討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑、討論を省略することに致します。

議長～では決議案第6号議員の本土派遣についてを議決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第6号議員の本土派遣についてを、
原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時22分)

議長～再開致します。(午後4時36分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議を終
ることに致します。

議長～散会(午後4時37分)

議長～日程追加をお願いします。決議案第6号議員の派遣決議について。

議長～決議案第6号、議員の派遣についてを議題と致します。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

3 番～3名の提案であります。(理由は提案理由の通りであります。)
すでに予算にも計上され、時期の問題で検討され10月中旬に派遣をし
その目的を達成させたいと又派遣先も本土としてありますが、別にろ
こと考えることが出来れば、御検討して載きたい。それから人員
は8名以内となつております。又計画書はこの決議案が議決になれば
事務局長と派遣議員が一諾になつて計画して後で計画書を配布すること
にして、以上簡単に御説明申し上げ宜しく御審議の程をお願い致しま
す。

議長～暫休憩致します。(午後4時16分)

議長～再開致します。(午後4時20分)

議長～質疑、討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑、討論を省略することに致します。

議長～では決議案第6号議員の本土派遣についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第6号議員の本土派遣についてを、
原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時22分)

議長～再開致します。(午後4時36分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議を終
ることに致します。

議長～散会(午後4時37分)